

議 事 日 程

平成30年第1回浜中町議会定例会

平成30年3月9日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		一般質問
日程第 3	議案第16号	浜中町地域活動支援センター・子ども発達支援センター設置 条例の制定について
日程第 4	議案第17号	浜中町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並び に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を 定める条例の制定について
日程第 5	議案第18号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第19号	浜中町学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 7	議案第20号	浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第21号	浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて
日程第 9	議案第22号	浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例の制定について
日程第10	議案第23号	浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 1	議案第 2 4 号	浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 2 5 号	浜中町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 2 6 号	平成 3 0 年度浜中町一般会計予算

(開会 午前10時00分)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第2 一般質問を続けます。

5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） おはようございます。通告に従って質問をさせていただきたいと思っております。

昆布と湿原保全のため海岸から2キロメートル、河川周辺2キロメートルは、自然林あるいは、混交林と言う少しハードルの高い提案であります。今の厳しい漁業環境を思うと漁業に生きる者にとって真剣に向き合わなければならない問題だと考えておりますのでよろしくどうぞお願いいたします。

地球温暖化は、海水温の上昇と急激な気候変動をもたらしている道東沖で発達した停滞する爆弾低気圧は状態化し、昨年12月末944hPa 今年1月960hPa から975hPaの低気圧が3回そして記憶に新しい2月と3月の2日の爆弾低気圧と言う事で漁業経済に大きな影響を与えております。昨年の北海道の漁業生産は、数量で84万5千トンと2年連続100万トンを割り主要魚種であるサケ・マス、サンマ、イカ、秋サケ、コンブが減産、うち秋サケは近年にない不漁でありました。昆布の生産量も1万3千トン台になるのではないかとと言われております。同僚議員2人からも漁業の厳しさの話が

ありましたが認識は同じであります。人間の営みが作り出していると言われて地球温暖化は、短期間で起きているため、野生生物種は、環境変化に対応できず、1975年以降、現在は1日に約100種1年間に約4万種が地球上から姿を消していると言われております。そのスピードは、加速を続け、このままでは人類の絶滅に繋がると警告をされております。その原因の一つに浜中町環境基本計画でも謳っている様に森林破壊が挙げられております。世界の森林面積は、依然として年に平均約7300万ヘクタールの広大な森林が減少しております。森林は、生命装置で地球の肺になって酸素を作る役割を果たしています。浜中町の面積に占める37.8%の森林は、漁業にとっても母なる存在です。陸域から河川を通し運ばれる栄養塩類の窒素、リン、ケイ素、微量金属類は、植物プランクトンや海藻類の生産のため必要不可欠です。特に微量金属類の中にある溶存鉄は、光合成や呼吸における生命活動の中心的役割を担っています。森、川、海の物質的な繋がりを見る時、水源涵養機能を持つ豊かな森林が求められます。近年、道有林、一部町有林、民有林が広葉樹を含めた皆伐採手法に変わってきております。経済林の再生は、成長の速いカラマツも30年から40年の年月がかかります。しかし広葉樹の再生は、気の遠くなる様な時間を要します。また単一樹種経済林は生物多様性や環境保全の観点からも決して好ましくないと考えております。混交林の森づくりをすべきと考え町の考え方、認識をお聞かせいただきたいと思っております。その前に資料として提示している写真の説明をさせていただきたいと思っております。

①の海拔後のソーラーパネルが設置された民有林であります。浜中町の森林面積1万6038ヘクタールのうち民有林が7566ヘクタールと47.1%を占めておりますが、民有林の活用と言う事で太陽光発電が広がる事も考えられますが、できる事であれば森林伐採までしての太陽光発電は、どうかと考えております。厚岸の尾幌の上流で木を切り山を削り大がかりな太陽光発電工事が進んでいる状況にもあります。

皆伐の②であります。カラマツが植樹されております。この様に広葉樹が伐採されている現状にありますが、広葉樹も含めて伐採されている状態であります。湿原を見渡す琵琶瀬山に上がれば広葉樹がない真っ白なところが目につきます。冬だからはっきり分かるという様な状況であります。

それから③の道有林であります。これは別海厚岸線の海岸線であります。浜中境界よりが、この様に海が見える様な皆伐が進んでおります。散布に住んでいる以外の方は、なかなかこの道路を通る事がないと思っております。一度見ていただきたいと思っております。こ

それは、去年の伐採跡でありますますが、今年も進んでおります。この手法できますと散布側に入るのも時間の問題かと思っけて心配をしているところであります。

それから、④の釧路管内でありますが、これは町有地の皆伐状況であります、海まで300メートルくらいです。伐採された山の下に秋サケの稚魚を放流する川があるのですが、毎年の様に放していると言われております。それとこの皆伐された山裾に漁協女性部の方々が植林をされているという事なんです。この工事は、本当は、間伐だと言う様な受け止め方をしていた様ですが結果的には、皆伐と言う事で気がつきまして組合の方が止めて上の方にまだこの続きがある様なのですが途中で止めたと言う事であります。条件は、この山裾に広葉樹を植えると言う条件をつけたそうであります。出来る事であれば対岸の火事としない様にしたいなと思っけております。先ほどの考え方と認識を教えていただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 御質問にお答えしたいと思ひます。まず1点目の御質問ですが森林は、木材の森林産物の供給を始めとした水源涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、更には自然との触れ合いの場、保健、休養など公益的な機能を通じて、町民及び近隣市町村の生活に深く関わっております。

また森林等には、密接な関係であり豊かな森林が栄養分を含んだ水を安定的に海へ供給する役割は、生物多様性の保全に大変重要なものであると考へております。

御質問のありました混交林の推進でございますが現在、町では、浜中漁協女性部の植樹運動との共催で実施しております浜中町植樹祭こちらの方で針葉樹並びに広葉樹の混交林づくりを古くから進めております。

また同様に散布漁協女性部主催の植樹祭においても、カシワやミズナラなどと言った広葉樹主体の植樹活動を積極的に実施しているところであります。

なお、先ほど5番議員からお話があった町有林の皆伐につきましては、現在、皆伐事業そのものは行っておりませんが、基本的には天然広葉樹林を保全しながら、適合樹種を選定して人工林の循環利用に現在努めているという様な状況になってござひます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 民有林の先ほどの太陽光パネル設置の皆伐とそれから、この道路に面して最終処分場の反対側あたりは、皆伐がされているのだと思ひます。それは当

然民有林と言う取り方でよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） ただ今ご質問のありました最終処分場から茶内方面に向かって約数百メートル走った右手の方でここは、カラマツの皆伐地にソーラーパネルを設置したと言う事は、町でも承知しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 水源涵養と言う事であります。特に独立行政法人森林総合研究所のレポートがあります。こちらの紹介をさせていただきたいと思います。日本にはブナ林の森林があるといわれていますが、ブナ林は、この辺で言えばミズナラに等しい同質のものだと考えていいかと思っています。

ブナ原生林の土壌は、1時間に320ℓの雨を吸収する程の驚異的な保水力を持っています。ブナ林は、保水力の極めて高い木で推定年齢200年の蓄える水の量は、1本当たり年間8トンと言われております。

それから土壌が1時間に水を吸い込む量は、森林では平均約260ℓ特に森林これは恐らく混交林だと思いますが最大400ℓに及ぶとの研究結果もされております。

それから、もう一つ紹介させていただきたいと思いますが、北るもい漁協初山別支所の岩田さんと言う方のコメントであります。これは平成28年の5月水産新聞に掲載されたコメントであります。素朴なコメントだと思っておりますが、海が変わったのは、山に大切な木がなくなったからと北るもい漁協の初山別支所の岩田さんは、定置をやっている方です。栄養分を海にもたらず落葉樹の減少が海中の変化に大きく影響したのではと思っています。伐採した山には、針葉樹ばかり植えている葉が落ちない木を植えても海に必要な栄養分が流れないと言う指摘がありました。海の体力が低下していると推測し山を守る事、漁師の使命となっております。そこで川下に住んでいる無防備な状況にきている漁業者と思っております。そこで考え方も反映できる様に浜中町における年間伐採計画これは、道有林、民有林、町有林も含めてですけれども、その場所と面積等を開示して協議できる様な場所を設置してほしいなと思っております。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 質問にお答えしたいと思います。まず道有林における皆伐事業に関しましては毎年、道有林のトドマツ林を計画的に地域振興整備計画に基づいて道有林は、行っております。ここ5年間の浜中町内における道有林のトドマツ林の皆伐

状況を今の数字でお示ししたいと思いますが、まず平成25年度における皆伐面積8.16ヘクタール26年度の皆伐はございませんでした。平成27年は皆伐3.04ヘクタール28年度が皆伐15.84ヘクタール平成29年度が皆伐面積が14.58ヘクタールです。それから、この皆伐後の植栽木の本数でございます。こちらも平成25年からご紹介したいと思います。

平成25年度の植栽面積が21.48ヘクタール、トドマツの本数でいくと2万5000本。

平成26年度の植栽面積が24.16ヘクタール、トドマツの本数で2万4900本。

平成27年度の植栽が24.16ヘクタール、トドマツで2万600本それから、もう1カ所の植栽木これは樹種が変わるのですが、植栽面積で4.32ヘクタールこちらはアカエゾマツを4200本を植栽しております。

次に平成28年度の植栽面積が6.08ヘクタール、トドマツで5500本それと最後に平成29年の植栽面積が14.58ヘクタールで、トドマツ9400本こちらが本町の道有林内における過去5年間の皆伐と植栽の実績となっております。

それから町有林における皆伐面積でございますが、こちらも5年間の皆伐面積だけ御紹介したいと思います。平成25年度から皆伐事業が行ったのが、実は町有林は行っておりませんので、主体的な皆伐事業はありませんけれども、間伐事業と捉えていただいでよろしいかと思っておりますけれども、間伐事業で平成25年度は、2.44ヘクタール26年度は9.29ヘクタール、27年度が5.81ヘクタールそれから28年度はありません。それから29年度は、5.91ヘクタールこちらが町有林の皆伐の事業となります。

それから最後にご質問のありました、そう言った協議の場を持つ機会がないのかと言う事なのですが実は、道有林の方で管理している北海道森林室こちらは厚岸に事務所を構えているのですが、こちらの森林室で毎年9月に道有林の森づくりの地域の声を反映させる会を年1回行っておりまして昨年は10月、一昨年は9月に行っているのですが、町の広報紙9月号にも参加者の募集はしております。一昨年の28年度は、これによって各町内会から参加された方が15名いらっしゃいます。昨年は、募集をかけたんですけども実は、参加者がゼロだったと言う事で昨年は開催されておませんが、道有林は、自ら道有林を直接地元町民の方に見ていただく、それから道有林が管理している保有林を地元の町民に見ていただくと言う様な取り組みを行っており、更にそう言った

自分たちの自らの森林整備計画を地域住民の声で反映させるべくそう言った声かけをして地域住民参加型の森づくりを道有林として行っているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 皆伐が少しずつ進んでいる様に伺いました。先ほど写真でも紹介しましたが間伐後は、なかなか植林は出来ないと思いますけれども、皆伐は当然植林をします。一度、広葉樹も含めて皆伐しますとある程度、成長したら太い木から間伐をしていくのですが、それでも最終的には、トドマツは、光が入らない木ですから、最終的にはよほどの事が無い限り皆伐なんです。カラマツは、一番光の入る木ですから間伐をしながらまた植林と言う事も考えられるのかもしれませんが、針葉樹トドマツの場合は、一度皆伐し植林したらしばらくその形態で最後は、皆伐そしてまた、そこにトドマツを植えます。そこには、もう光が入りませんので、木も草も生えないんです。海岸線には、広葉樹がそれなりに残っていました。今も皆伐されていないところもまだ、広葉樹が残っているんです。散布方面の別海厚岸線の海岸線を通らないとなかなか湿原の見える MG ロードを通っている方には、理解できない事かと思います。それだけ海岸線にとって広葉樹、針葉樹の混合林は、やはり昆布に貴重な水源なんです。それは、結構な面積で進んできているんです。ハーベスターと言う機械を使いますから簡単なんです。そして広葉樹を残すと仕事に支障もでて効率も上がらないと言う事で森づくりセンターも容認しているのだと思いますから非常に残念な海岸線の経過なんです。だから広葉樹の必要性を言ってるんです。

我々が漁業者から1人行きその様な意見を述べても理解してもらえるのか、少し難しいと思うんです。ふくろうの菅野さんの話も伺っていますけれども、この方も環境保全に一生懸命な人ですので間伐するにしても、できるだけ%を抑えてもらうそうなんです。できれば漁業者の立場としても間伐は、最終的な皆伐をするにしても緩衝地帯は残してもらう道有林は、あまり緩衝地帯はないんです。この様な事でありますけれども良い回答はないですか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 大変貴重な意見だと受けとめおります。今議員おっしゃったとおり町内における町有林もですが通常は、経済林に関しては、植栽してから森林整備計画の中で間伐、要するに保育時期があつて適齢期になると間伐で徐々に抜いていき最終的には皆伐で、そこを更地にして更にまた植栽すると言うのは通常の施業方法とな

っております。今、秋森議員が言われたとおり道有林のトドマツ林は確かに主伐の時期に来て皆伐が大変進んでいる、これは、町有林のカラマツ林もですが全国的にその当時植えた植栽木がもう既に主伐の時期がきていると言う様な事も新聞報道にもでていますが特に道有林実は私、今回の事で照会をかけたのですが、トドマツの皆伐については、確かにトドマツを再造林する今現在この様なやり方なのですが、実は古い時代に広葉樹を植えていた時期があったそうなんです。なぜ今、広葉樹が植えられなくなったかの理由は、やはりエゾシカによる食害が1番大きな理由として挙げられます。町有林もそうなんですけども今の植栽木は、今ほとんどがカラマツを主体的に町有林を整備しているのですが実は、古い時代に私も実は、今から20年ほど前に林務係にいました。その時代に広葉樹を植えてもシカの食害と言うものはなかったんです。この20年の間にそれだけシカが増えたと言う事もあるのかなと思うんです。今、広葉樹を植えると全て頭がなくなってしまいます。1週間も経たないうちに植栽木は、全部食べられてしまいますので民有林もそうなんですけども、特に町有林は税金を投入して行っていますので、頭からエゾシカ被害が分かっている広葉樹を植えると言う事がなかなか難しいと言う事を理解していただきたいですし、それを今度、保護するための防護柵を設置してやるのも、かなりの費用を投資しなければ保護も出来ないと言う事も事情としてあります。秋森議員が言われたとおり広葉樹の必要性は、担当している私どもも分かっていますし、それを果たす公益的機能の役割と言うのは十分に分かっているつもりでございます。今後その皆伐地に関する保護林そういった場合は、基本的に上木としてミズナラや樺の常緑樹がある場合は、周辺皆伐する場合であっても周辺は残すと言う事で、それを緩衝林として残すことは、今現在もやっておりますので、極力、上層木を保護しながら針葉樹の植栽も進めていきたいと思うのですが、議員おっしゃったとおり道有林も同様にそういった施業をしてくれと言う様な気持ちも地元としてあると言う事は、私伝えておりますので、そういった機会があった際には、私どもも声を大きくして伝えて行きたいですし今後そういった場面で産業団体も入っていただいて積極的にそういった発言をしていただければ、その施業方法も徐々に変化して行くのではないかと言う期待もありますので御理解していただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 前向きな答弁をいただきました。ありがとうございました。他の町村ですけども、この様に海から300メートルのところを皆伐すると言う様な町も

ありますので、その様な事がない様にお願いしたいと思います。

それでは、天然潟湖を活用した新たなサケ放流体系について御質問したいと思えます。前段の今質問した内容と関連もありますので、北海道総合研究所の水産試験場では平成29年から幌戸沼、最近、解ったのですが丸山散布もこの調査研究に入ってきました。期間は、平成31年までです。従来の海中飼育に比べ沿岸の水温状況が良く稚魚が成長に適した潟湖の環境を生かして道東地域の回帰数の増加を図るとしております。これまで産卵に適した河川が少ないため海中飼育に強く依存してきたが新たな放流体験が確立されれば漁獲量20%増生産額で4億から5億円の向上に繋がると考えられております。困窮されている事業だけに期待もまた大きいものがあります。去年の結果報告がもし分かれば報告していただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答えいたします。議員からお話のございましたこのサケ放流体験の確立の関係の調査研究でございます。

これにつきましては近年、秋サケの大変不漁が続いていると言う事でございます、その解明と言う事で調査を実施していると言う事でございます。町内では、藻散布側、新川、幌戸側からサケの河川放流と言う事と浜中湾と藻散布のサケの河川放流と言う事と河口から海中飼育によって、約900万尾のサケ稚魚を放流しているところでございますけれども水揚げに関しましては、昨年あたりは、全盛期の10分の1までは減少していると言う様な状況でございます、不振の原因、特定されているわけではございませんけれども北海道総合研究機構サケ・マス内水面水産試験場では、原因と思われる沢山の項目の中から稚魚放流時の海水温に着目いたしまして藻散布沼と幌戸沼をフィールドとして調査研究を進めていると言う事で、これは29年度から進めていると言うところでございます。まだ調査は途中でございますけれども現時点で分かっている事でございますけれども、これによりますと近海の海水温が近年、夏から秋にかけては、高水温になる一方で、稚魚の放流時期であります5月は、低水温が見られると言う事、特に平成25年、平成26年の海水温は例年と比較して低い状況があったと言う事、サケ稚魚につきましては、生育に最適と言われます8度以上の海水温これと大きな差があったと言う事でございますこの試験場では、この時期に海水温が8度以上になり、稚魚の成長に適した潟湖とよばれる海と繋がる汽水湖こちらでの研究を行ってございます。この潟湖でありますけれども、水温が温まりやすいという事それと餌となる甲殻類も多

いという事で海中飼育の場合、通常体長が5センチ程度の稚魚を放流するという形になりますけれども藻散布沼では、その1.6倍程の成長になっているという事これによりましてサケが戻ってくる回帰率も最大2.5倍になっているという様な報告が出されているという事でありまして、海中飼育の放流よりも有効ではないだろうかという事でございます。この試験研究でございますけれども、平成31年度まで続けると言う事で今後この潟湖を活用したサケの放流効果の解明、をして行くという事でございます。それでこの様な条件の潟湖と言われるものにつきましては、道内で100カ所以上あるという事で町内でも藻散布沼、幌戸沼のほか火散布沼、暮帰沼、恵茶人沼、恵茶人東沼などが考えられるという事また新川、琵琶瀬川も適地として考えられているという事で、こちらについても平成30年度から調査が行われるという予定になってございます。現在町内では、約4割の稚魚が海中飼育で放流されているという事でございます。やはり海中飼育の場合は、水温が上昇せず成長が遅いという事で放流の時期も河川でありますと4月下旬から5月上旬に放流と言う形になりますけれども海中飼育でありますけれども、成長しないため6月に入ってから放流しております。放流時期も遅くなってその分、回帰率が悪いという様な部分でございますので、今回の調査研究によりまして放流技術が開発されれば漁獲量の増加に期待が出来るのかなと思っております。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 結果が良い様ですので、安心しました。

それから次の質問に入りますが環境が変わってきていると思っております。上流の開発で水量が減ってきているとも言われております。もう一つ危惧される事は、採石場からの汚濁水の問題があります。対策は十分にとられているのか、その辺を伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） ただ今の幌戸川上流の汚濁水の関係でございますけれども、この幌戸川上流につきましては、採石場がありまして、そこで採石を産出しているという状況でございます。

それで昭和58年でございますけれども、浜中漁業協同組合と採石業者との間で公害の防止、水産物の被害防止、補償措置の取り決めという事で協定書を結んでいるという状況でございますけれども平成20年2月に採石場からの汚濁水の流出という事がございまして関係者との間で協議を行って来たという事、その中で採石場の雨水の関係ある

いは雨水処理の関係をするために沈砂池の設置ろ過槽の設置と言う事で、この採石場から流れる汚濁水を防止している措置を講じていると言うところでございます。その後、幌戸側の上流から下流にかけての濁水の関係については、問題が起きていると言う報告は受けてございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 浜中町にも環境基本条例があります。5条に14者の責務と言う1項もありますので今後とも監視指導お願いをしたいと思えます。

それから幌戸沼の上流の森林は、町有地と民有地で占められていますが、将来的に幌戸沼の保全が必要だと考えております。

また今回幌戸沼の事業河川に指定をされております。そう言う事で信用確保の視点からも、ますます厳しい環境が求められて行くんだろうと思っておりますので、この上流の民有地、町有地の取り扱いは、どう考えているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） ご質問にお答えいたします。まず幌戸沼上流の森林でございますが現在、町の森林整備計画において水源かん養林区域と言う区域に指定されております。河川の上流に位置する水源地周辺の森林として水源の涵養機能の維持増進を図る森林として本計画で位置づけておりまして、適正な森林水源の実施により健全な森林資源の維持造成を図る事と規定しております。現在、幌戸沼上流の森林地帯の大部分が防風保安林に指定されております。これは町有林、民有林共にでございます。

主に樹種でございますがカラマツ、トドマツなどの針葉樹主体の人工林、ミズナラや白樺などの広葉樹主体の天然林が広く分布しております。

なお、町有林につきましては、樹木の密度が少ない無立木地などに針葉樹を植栽する事業も行っておりまして引き続きその水源涵養機能の更なる発揮に向けた森林整備に現在、取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 次に厚岸道立公園の視点で1つ伺っておきたいと思えます。厚岸道立自然公園では、厚岸湖、別寒辺牛湿原、火散布沼、藻散布沼が登録されていますが、霧多布湿原、火散布沼、藻散布沼の周辺の森林の規制について何かあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） お答えいたします。道立自然公園内の森林につきましては、町の森林整備計画において森林整備に制限が設けられております。更に北海道立自然公園条例に規定する許可が必要となります。まず霧多布湿原周辺の森林は、第1種特別地域となっております。森林の伐採については、原則禁伐となっております。ただし、風致の維持に支障のない限り標準伐期でのプラス10年以上、更には蓄積の10%以内で択伐の許可を受ける事は可能となっております。

次に火散布沼周辺の森林でございますが、こちらは第2種特別地域となっております。こちらは、択伐法による標準伐期令に見合う林業への進入について用材用においては、蓄積30%以内、薪炭林これは薪ですけれども、その薪炭林においては、60%以内で択伐の許可を受けることが可能となっております。

最後に藻散布沼周辺でございますが、こちらの森林は第3種特別地域となっております。全般的に風致の維持を考慮して制御を行う事が可能でありまして、特に大きな制限はございません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） ある程度の規制がかかっている様であります。この藻散布沼であります。この瀉湖で秋サケの放流体系の確立と言う観点でも環境保全が優先されると思っております。特別に制限がないと言う事である様であります。

また火散布沼ですが今現状ウニ、アサリ、カキの生産場所となっております。

平成29年の生産額は約1億5,000万円になるのではないかなと思っております。まだ皆伐と言う事にはなっていませんが、間伐は進んでおります。

茶内道路で言えば100メートルくらいの距離で間伐等が進んで湖がはっきり見える様なストレートで雨水が流れ込む様な環境に今なってきています。安心なのは、民有地が少しあるので、その辺は緩衝地帯として残っているので道有林もそこまで言うふうに思っていますけれども、なかなか課長が言う様に現状と今の話とは、だいぶ違っているとこの注視していかなければならないと思っております。

この問題に関しまして最後に町長の見解も伺っておきたいと思っておりますが、北海道の自然植栽面積の割合は48.7%で50%をきっています。浜中町は約38%漁業者、特に昆布生産者は、この森林の恩恵を受けて生活をしていると言うのが現実であります。この限られた森林は、公の財産でありますので、そこに生きる全ての町民のためにも豊かな森にしてほしいと思っております。

そこで最後に町長の考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 大変ためになるお話を含めて林業が水産に影響を与えているのか逆に森林が水産に大きく影響すると言うお話を伺いました。浜中町としましては、しっかり森林整備を守っていききたいと思ひますし、しっかり木を植えていききたいと思ひます。出来る限り広葉樹の関係で行くと残していききたい事も含めてやって行きたい、ただ森林産業の場合になってくると経済林と言う立場からするとなかなか難しいのかと思ひますけども、今、植樹祭で植えている木は、半分为広葉樹です。そう言う意味からするとその面積は、少ないかもしれませんが今後も、この様な形で整理できればと思ひておひますので、しっかりやって行きたいと思ひておひます。よろしくお祈りしまひます。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 最後の質問に移ります。新規利用者の受け入れ体制の確立と言う事ではありますが、農林省及び水産庁調査によると全国の漁業就業者数、平成26年は17万3千30人そのうち3割弱が6万1千人は65歳以上となっております。平成25年の新規漁業就業者数は、1800人となっております。浜中町も画期的な後継者対策が確立されつつあります。しかし漁業者の人口は、減少の傾向にあります。その対策の一環として新規業者の受け入れが求められます。北海道漁業支援協議会の国、道の支援援助がある雇用型と独立型ではありますが、受け入れに有効な制度だと思ひておひます。またその他に漁業経験者が独立すると言う2とおりの形がありますので、そのパターンにあった体制整備を必要と思ひておひます。つひては、町独自の支援策として漁協加入に必要となる出資金や収入が安定するまでの生活費の一部を3年間程度を助成する漁業経営開始奨励金、仮称ではありますが創設しては、如何かと言う事と現在、空き家となっている旧職員住宅を新規漁業者の受け入れに活用する事も検討してはどうかと思ひておひますので考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答えいたします。新規漁業者の受け入れですけれども国では、意欲ある新規漁業者就業の確保のため、議員御指摘のとおり新規漁業者総合支援制度を創始しておひまして北海道におきましても国の事業の受け皿となる北海道漁業就業支援協議会でも支援を行っていると言うところがございます。国の支援事業でござ

ございますけれども、就業前支援としては、漁業就業のPR活動、漁業相談会の開催などの情報提供活動、漁業就業に向けた漁業学校での必要な知識を取得するための最低限の資金の支援と言うものがございます。

次に就業後の支援は、長期研修支援といたしまして、これは将来、漁船の乗組員として雇用される形態の雇成型それと漁協組合員として自営業を目指す独立型と言う事がございまして双方とも漁業研修生の指導者に対して研修費用を助成すると言うものでございます。議員からは、漁業経験者が独立すると言う2とおりの形と言うお話でございまして、この国の制度の対象者でございまして原則といたしまして漁家出身の方であっても漁業未経験者が対象と言う事でございまして漁業経験者については、この事業の対象となっていないと言うところが実情でございまして、町内の漁協あるいは漁業者におきましては、現在のところ、この国の支援制度の応募はしていないと言うところでございます。その理由といたしましては、独立型の場合、組合員に資格を与え漁業権を行使して漁業を営むと言う事に関しまして規制があると言う事でございまして、その事によりまして、この国の制度の導入が現在の段階では難しいと言う事が考えられてございます。

なお、この規制については、漁業権を付与されております漁協の意向と言うふうに認識しているところでございます。御指摘のございました新規漁業者に対する町独自の支援策と言う事でございまして、現在、町におきましては、漁業後継者就業交付金制度と言うものがございまして、これはあくまでも漁業後継者が対象と言う制度で新規の漁業者あるいは漁家の指定であっても分家、別家と言う形と呼ばれます方の支援は、現在は無いと

言うところでございますので、この様な方につきましては、漁業を就業する条件といたしましては、大変厳しいものがあります。例えば昆布漁を営むとすれば漁船、船外機、干場、乾燥機、昆布倉庫、トラックからユニック色々なものが必要となってきますけれども、全て用意しなければならないと言う事で大変厳しい状況にございますので、これらの方の支援につきましては、何が出来るのかと言う事で町外の各市町村の支援内容、も研究しながら対応していきたいと考えております。また空き家となっている旧教員住宅の活用と言うお話でございまして、新規漁業者の受け入れと言う事になりますと地元の漁協と言う事になりますので、そちらとも十分協議させていただきたいと考えておりますので御理解を願います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 昨日、同僚議員も同じ様な質問をしていますので、前段の方は、必要ないと思っていましたが、時間がありませんので独立型、雇成型がありますが漁業のデメリットと言うものは、魚種が多い、収入が安定しない、経験年数が相当必要なんだと思います。それで3年間の独立型と言うものがあります。これは、北海道の漁業支援協議会と言うところでフェアに参加しなければいけないのですが、独立型で3年間で846万円以内と言う事になっております。雇成型が1年間141万円となっております。我々もこの独立型と言うと住む場所から考えなければならないと言う事が前提になりますので、今回は、ここにも質問の趣旨があるのですが、3年間の独立型は、理想なのですが、この漁業に対してのデメリットこれがあるので、相当意欲がある方でなければ入って来れないと言うのも現実だと思うんです。雇成型であれば1年ですので体験をしてもらうと言う事がいいと思っていますが、できればこのフェアに参加をしていきたいと思っています。

そこで私どもの地域の学校は、生徒数が少ないので教員住宅が空いています。1年間にしても3年間にしても教員住宅は安いので、その教員住宅と言う話をしたんです。もう1つのパターンですが今、地元で男性で26歳漁船漁業に従事して今住んでいます。子供1人2年目になって一昨年から住んでいますけれども、借家を借りて住んでいて今年、別な地元の自宅に引っ越してその借家をリフォームしたんです。当然、借家ですので実費です。それで夢は組合員になって昆布を採る、そういう夢なんです。ですから応援してやりたいなと思っています。この様に1年のパターンもあるんです。家賃の安い職員住宅と言う事でお聞きしたんです。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） ただ今、議員から御指摘がございました新規漁業者の支援の関係でございます。国の制度は、規制がございまして、これに乗ってやるという事になると大変、条件が厳しいと言う部分もございます。また議員御指摘のとおり、その条件に沿わなくても出来る部分があれば考えて行きたいと言う部分もございます。いずれにしても新規の漁業者の支援については、後継者に比べて非常に薄いと言う実情もございますので、これらについては今後、組合と相談して進めていかなければならないと言うふうに思っております。

また住宅の問題につきましても、必要であればしっかり対応して行きたいと考えてお

りますので御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 漁業の新規就業ですけれども、思い出しますと農業でやったのは、平成2年、3年の研修牧場から始まりました。約30年かかって今日に来ています。そして新規就農したのが今2割を超えた、その様な状況で時間がかかって今日まできているんです。ですから今、組合長が言っている今その時点でのお話なんだろうなと思っています。色々な手を使ってぜひ、組合でもやってもらいたいと思いますし町も支援していきたいと思います。例えば研修牧場でも、農協がお金を出しているんです。自分たちで2分の1をだして町から2分の1をだしてほしいと言う話でやっています。その2分の1の中身と言うのは、今そこにいた時の農協組合員がだしているお金なんです。農協組合員は、農協に対するお金をどうして新規に使うのかと言ったら自分たちの農家集落の中で農業をやる人がいなくなってくるそれを守るために新規就農者を入れるために既存の農家も応援しんです。その事が今日に続いているのだと思っています。漁協を含めてこの話進めてほしいと思いますし、ぜひ町も支援していきたいと思っています。多くは新規就業でやっていますけれども農業も新規の方たちは、今回、就業交付金と言うものがありましたけれども、逆にやると言う事で農業から何度も権利証をいただきました。

遅くなりましたけれども今その部分も始めていますので、色々な形で研究すべきだと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 8番前田議員。

○8番（前田光治君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

新庁舎建設については現在、実施計画中でありますが、完成後は浜中湾、琵琶瀬湾と太平洋を一望できる事は、榊町より琵琶瀬までの湿原が目前に広がり春から秋まで年中四季折々の草花が咲き乱れ厚岸より浜中のシーサイドラインが観光客には、大変人気の地でもあります。新庁舎の屋上は、地元町民基より町外観光客にも必ずや有効活用が望まれる事と思いますが、その考えを伺いたいと思います。

まず、1つ目は、新庁舎屋上の有効活用についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、議員の御質問にされた屋上の有効活用を考えてはどうかと言う御質問でございますが、議員のおっしゃるとおり新庁舎の建設位置は、海拔42

メートルここに位置するところで四方が見渡せる場所の大変素晴らしい建設位置と言う事で計画を進めているところであります。基本設計時、基本計画の成案でもそうなのですが、その中で新庁舎の西側に位置する2階と3階のコーナー部分をガラス張りにし、そしてその部分を待合ロビーとする事で来庁者に周囲の組織を楽しんでいただける様に現在の実設計の作業の中でも、そういったロビー機能を備えた庁舎と言う事で今計画を進めているところであります。来町される方には、その部分で言いますと天候に左右されずに待合ロビーで休憩しながら浜中の雄大な自然景観を楽しんでいただけるものと考えているところであります。現在も実設計の作業を進めておりますけれども屋上の有効活用と言う部分で申し上げますと、この部分は、実設計の中でも現在、機器等の防災機能を備えた庁舎と言う事もございますので、そういった部分のアンテナこれらを非常に多く設置する計画で進んでおります。管理上でそういったアンテナの管理のスペースとして屋上の部分と言う事で作業を進めているところでございます。

それから仮に屋上から眺望した場合にこれは基本案、基本計画の部分でも、ご意見があったところですがけれども隣接するゆうゆへの内風呂、外風呂のプライバシー的な事も屋上から眺望した場合に見渡せてしまうと言った事で懸念も残されて降ります。そういった部分から建設実設計作業中の中には、極力ゆうゆ側の壁側には、見渡せる様な窓を設置しないで機器類を置く様な壁面としてなるべく眺望はできない様な設計の仕方で進めていると言う事でございます。それから更には、屋上を利用する場合にどうしても転落防止対策問題になってくるところでございます。更には、屋上をそういった眺望に利用すると言う事になればそれ用の屋上防水をして下地など、この様なところも新たに施さなければならないと言う建設コスト面こう言ったところも考えますと屋上部分については、防災対策用のアンテナ設置を管理するために必要な場合のみ出られる様な事で現在、設計中の中で考えております。

○議長（波岡玄智君） 前田議員。

○8番（前田光治君） 琵琶瀬地区から榊町地区にかけての湿原の用地を利用して年間を通じてのイベントを行う考えはないのか教えて下さい。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 観光協会の事業の中で現在のところ、その様なイベントの予定はございません。

○議長（波岡玄智君） 前田議員。

○8番（前田光治君） 次に湿原を町内外の方々に自然豊かな草花をアピールする中でエゾシカによる食害を保護する対策はないのか伺いたと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 湿原の中の関係でございます。食害等の被害があるのではないかなと思っておりましたけれども、これについては、正式な調査結果は、出ておりません。28年度まで湿原内にどれだけのシカがでるのかと言うモニタリング調査をしております。それを受けまして29年度、今後どういう方策がいいのかと言う事で検討させていただきたいと言う事で事業展開しております。30年度においては、湿原内、天然記念物もございますので実際にどれだけ被害があるのかを調査するモニタリング調査を実施したいと考えております。枠で囲い、その枠の中と外ではどれだけ差があるのか、またその差が大きいと言う事であれば実際に今、大変難しいのですが湿原内のシカの駆除も当然、考えなければいけませんので、それをするにあたってのデータ取りをして行きたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 前田議員。

○8番（前田光治君） 湿原を生かした湿原の中央を走る木道に対する今後の町としての助成について考えていただけたらと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 湿原内の木道ですけれども琵琶瀬のトラスト事務所から奥に向かっての木道、これは起債を活用しまして町で整備したところでございます。最初から整備したものでございます。平成28年度更新すると言う形で起債を活用して整備していると言う事、更に道道沿いの木道につきましては、地域振興補助と言う形で年間50万ずつ5年間の計画で助成していると言う形で行っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 前田議員。

○8番（前田光治君） 次に新庁舎へ続く東4条通りより新庁舎までの避難道路の歩道部分の利用であります、例を申し上げますと鳥取県の堺港市にある水木しげるで有名なゲゲゲの鬼太郎ストリーツの様なルパン三世をモチーフとした造形物を設置し観光客のために何か出来ないものか、また観光協会と協議する予定はないのか今後、継続されるであろうルパン三世フェスティバルなど町としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） まず1点目の造形物を設置したらどうかと言う御質問でございますがルパン三世を活用した町おこし事業につきましては、浜中町出身であるモンキー・パンチ氏の格別なるご厚意の基、商工会と町また各産業団体や経済団体、町民によって構成されましたモンキーパンチ&ルパン三世 de 地域活性化プロジェクトによって事業推進をしております。2月27日にプロジェクトの会長から町長の方へ役場庁舎建設に向けたルパン三世キャラクター活用要望書が提出されたところであります。これの具体的な内容としましては、新庁舎内におけるモンキーパンチ氏の書き下ろしイラストの展示やロビー庁舎総合案内版へのルパン三世キャラクターの活用、新庁舎までの新設道路及び霧多布地区、茶内地区、浜中地区などの町内の主要町道へのキャラクターデザイン層を送迎フラッグの設置、新庁舎を起点とした観光スポットの形成としてキャラクターモニュメントやキャラクターの手形、足形の設置となっております。今後どのようなものが出来るかプロジェクトと権利元などと検討する事となっております。

2点目の観光協会との協議の関係でございますが、観光協会につきましてはプロジェクトの一員となっております。このプロジェクトの中で一員として協議しているところでございます。

3点目の今後、継続されるであろうルパン三世の町としての考え方でございますが、プロジェクトでは、昨年10月にルパン三世キャラクターを生かした地域活性化事業の持続的な進展を目的に町外のアニメに設立した3名、町内の有識者2名、サポート員2名により組織されました諮問委員会を設置しております。この専門委員会からの今後の事業のあり方につきまして今月28日に答申が出される予定となっております。これを受けましてプロジェクトで協議されますので、そのプロジェクトの協議の結果をもちましてどのような支援等が出来るか町として検討していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 前田議員。

○8番（前田光治君） 最後にルパン三世をモチーフにした造形物の設置による財源確保に向けインターネットで本事業を展開するブランドファイティングを利用するか、ふるさと納税の使い道にこの事業を指定する項目として観光に加えて返礼品としてルパングッズを送る事も考えてはいかがかと思いますが町としてどのように考え、検討しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） クラウドファンディングの関係で御答弁させていただきます。

ます。ふるさと納税を活用できないのかと言う事だと思います。先ほど商工観光課長が今後、協議すると言う事で御答弁申し上げます。その結果に基づいて現在、本町のふるさと納税につきましては、大きく用途を示しての寄附をいただいております。ポイントで、やりたいと言うものがあればそちらに向けて寄附を募ると言う事も手法の1つだと考えておりますので、その事業展開の中で検討させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 色々なキャラクターの関係のクラウドファンディングでの財源の質問それに関連して新庁舎の部分でどの様な形でルパングッズやキャラクターの考えについて触れさせていただきたいと思います。今、実施設計の中でも、庁舎に多くの方が来場されるエントランスロビーそちらの方に等身大のパネルを設置するとか、なるべく来場者が多く来られるスペースの方に設置すると言う様な事も考えられると思っております。それから、先ほど屋上の展望と言う部分で触れさせていただきますけれども、先ほど申しました様に海拔から見ると46メートルのところに建設されるわけですので、その敷地の一部を利用しながら眺望出来る様なスペースも安全策も施さなければならぬと思いますけれども、その様なスペースも検討しながら進めているところです。なるべくは、広く町民が訪れる場所と言う事で、実施設計の中で配置ができるスペースと言う事では、検討している最中でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 通告に従い一般質問を行いたいと思います。

最初に給食費の無償化についてでございます。先の12月定例会の予算審議でも提案いたしました。全国で学校給食を無償にする自治体が増え現在、私の情報収集では83自治体となっております。

また本年度から実施する市町村もある様でございます。子育て支援、特に若い世代の定住や転入への効果、また給食を教育の一貫として捉える食育の推進のためにも実施を検討すべきと考えますが所見を再度、お伺いいたします。

そして通告にありませんけれども一緒に報告をお願いしたいと思いますけれども、今年度の小中高別の人数、そして現在どの様に給食費を徴収されているのか、所見と合わせて教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 給食センター所長。

○給食センター所長（工藤吉治君） 本町では、子育て支援につきまして出産祝金の支

給、保育料の負担軽減、子供医療費の全額無償化など多くの施策を実施してきているとこであります。御質問のありました学校給食の無償化の実施につきましては、実施に当たりまして様々な事務的な協議等が必要であります。会計の問題や管理の問題などこの様な事を踏まえながら、どの様な形で支援できるかについて協議検討をしていきたいと考えております。

また30年度の小中学校の児童生徒数でありますけれども小学校では、全体で265人、小学校は、165名、小中学校計430名です。高校には、現在平成30年度の入学選抜試験を実施しておりますので推計で申し上げますと100名前後になろうかなと考えております。

年間給食費の関係でありますけれども、30年度で教職員を含めて全体で3,270万円程となります。学校を含めて現在、私会計で行っております。これで学校を中心に給食費の徴収を行っているところであります。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 答弁いただきました。12月の予算審議よりは、本当に前向きな検討課題としていきたいと言う事でした。前回、教育長は考えていないと言う事でございましたけれども、どうか今後検討していただきたいと思います。例えば非課税世帯、ひとり親家庭世帯、低所得者世帯、多子家族世帯、また例えばですけれども、3子から無料にするなど、この様な世帯から全児童に対して無償にするとなれば財源的にも厳しいのかなと思いますので、そういう世帯から負担軽減を図ってはどうかと思います。そこで皆様も御存知のとおり白糠町が出産祝い金、保育料無料化、給食費無料化、医療費無料化、入学支援金無料と言う管内初で全員に適用すると言う事で新聞報道されました。そういう意味で太陽光の固定資産税の財源5,726万円は、町独自で管内初の子育て支援で若い人の負担軽減、移住、人口減少のために思い切った施策を今年度より行うと言う事で発表になりました。

また今後、大変な3,270万円と言う財源になるかと思いますが、どうか検討課題としていただきたいなと思います。

また国でも発表しておりますけれども、2020年4月から保育料の無料化と言う事で3歳5歳から完全無償化そして0歳から2歳につきましては、非課税世帯無償化にするという意味で財源も充てられると思いますので、今後検討課題としてほしいと思います。

通告にありませんけれども、文科省から通知なり通達が来ていると思います。先ほど徴収方法と言う事で聞いたのですが我が町においては、学校を中心に徴収している言う事でございますけれども、昨年通知がきたと思いますけれども教育費をコンビニ納付が可能だと通知に明記して自治体に導入を促す様な通知が来ていると思います。先生方に聞くとこの給食費の徴収に大変苦勞すると言う事で大変だと言う声も聞かれます。そういう意味では、今後、徴収方法も考えたかどうかと言う点と国において教育費の無償化を実施する自体どうか83自治体増えております。国において初の全国調査を各自治体にされたと思います。成果や課題を国としての支援策の検討に促すと言う事でございます。最終的には国も自治体に助成して行くと言う形になるかと私は、思っておりますけれども、その2点の考えについて述べてもらいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 給食センター所長。

○給食センター所長（工藤吉治君） 給食費の徴収方法でありますけれども今、前段に申し上げた様に現在は、私会計で運営している状況であります。私会計でありますので各学校で徴収してもらい給食センターの口座に振り込んでもらうと言う方法であります。今後、徴収方法につきましては今、現在私会計で運用している部分がありますけれども、これから先ほど答弁しましたけれども、会計の問題です。これが私会計でいいのか、公会計の方に移行して行くと言う事であれば徴収方法については議論しなければいけないと思いますけれども、今コンビニの話も出ましたけれども現在は、各学校で給食費を集金してもらいまして、給食センターの口座の方に一括して振り込んでもらうと言う手法をとっております。文科省の方からも調査でありますけれども、この部分については会計を含めての調査であるかなと感じております。

それと負担軽減の話でありますけれども本町でありますと生活保護または、その保護に準ずる世帯等の部分については、給食費が無償化となっております既にその分については、実施しておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） それでは、2点目に入ります。防災対策事業を町民に明確に周知してはと言う事でございます。平成28年6月定例会においても質問させていただきましたが、政府の地震調査委員会は、昨年北海道東部の十勝沖から択捉島沖の太平洋に渡る千島海溝でマグニチュード9強台地震が今後30年以内に7から40%の確率でおきるとの予測を公表されました。本町の地域においても住民の命を守るため一刻も早

い防災対策事業の完成が必要であると思います。そして住民の不安を少しでも払拭すべき事から現在、行政、議会、自治会が一体となって取り組んでいる次の防災センターを兼ねた役場庁舎建設事業防波堤の嵩上げ事業各カ所の避難道路整備事業避難施設の整備事業について町民全体に明確に完成年度また計画予定の様なものを各自治会には明確にされていると思いますけれども、町民全体には、まだ明確に周知されていないと思いますけれども、その考えがあるかどうかの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 防災対策事業これらを町民にと言う事での御質問でございますけれども町民への事業の周知内容についての考えの内容かと思われまます。防災センターを兼ねた役場庁舎建設事業これにつきましては、これまで庁舎建設に向けて基本構想段階それから基本計画、基本設計これらを町の成案がまとまり整った段階で町の広報紙や町のホームページこちらの方へ建設に向けての計画案、成案をその時々段階でお知らせしております。これらの事も踏まえて現在6月末で提案完了に向けて実施設計、現在作業を進めているところですが、この内容についても確定した段階においては、町の広報、町のホームページと言う形から基本計画、基本設計の段階では、ダイジェスト版の様な形を作り発信しましたけれども、そういった事を工夫しながら町民の方へお示しして行きたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） 防潮堤かさ上げ事業の周知のことについてでございます。

防潮堤北海道嵩上げ事業につきましては、北海道事業主体の建設海岸、漁港海岸と浜中町事業主体の港湾海岸の事業に分かれておりまして、これらの事業につきましては、国の社会資本整備に関する説明責任の推進によりまして、ホームページ上にも公開されているというところでございます。しかし町民へのより明確な周知が必要と言う事でございますので、町広報誌などの周知につきましては、一方の事業主体であります北海道とも十分協議を行い対応したいと考えているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 各箇所の避難道路整備事業についてお答えいたします。この避難道路については、海岸9地域が対象となります。道東の避難道については、北海道建設加入と地域との協議を進めてまいります。

また行う事業については、地域との協議を進め内容を確定しましたら町広報紙等で町

民にお知らせしたいと考えております。

次に避難施設の整備が必要となった場合につきましては、広報等により周知を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 今、計画が進んでいると言う事ですけれども今後、国に要請と言う形でこの完成を1日も早く目指して一体となって進める事が大事かと思えます。そう言う意味では、3.11の東日本大震災から7年も経っております。我が町において目に見える形の庁舎が完成する予定ですが目に見える対策と言うものが町民にまだ周知されておらず、いつ完成するのかと言う不安の声も聞かれますので明確に示す事ができると思えますので、行政としてもしっかり計画を町民に示してもらいたいと思えます。

今後、広報に防災コーナーのページを設けて巨大地震が到来するという予測でございますので、このページを見れば防災に関する事や行政の事業に対する事が明確に分かるというコーナーを載せてはどうかと思えますけれども、その点は如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課。

○企画財政課長（金澤剛君） 質問にお答えしたいと思います。広報はまなか、町のホームページと言う事であると思えますけれども必要に応じて、その都度、今までもですがピックアップして載せていると言う事がありますので同様に広報に載せさせていただきますと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 毎月コーナーを設けて我が命に刻んでほしいと思えます。この事につきましては、どうかやっていただきたいと思います。

最後ですけれども、消防団応援の店登録についてでございます。29年10月より北海道と公益財団法人北海道消防協会が連携し消防団員応援プロジェクトを立ち上げ全国的に定員に満たない消防隊員の確保と消防団員として消防団応援の店の登録を始めました。消防団応援の店とは消防団員の皆さんは、それぞれ仕事を持ちながら、家族の協力のもと日頃訓練をし、火災や色々な自然災害など、いざと言う時には、一生懸命活動していただいております。そんな消防団員の皆さんに御苦労さんという気持ちから家族を含めてお店などを利用する団員その家族があらかじめ町で発行している消防団プレミアムカードを提示する事で、お店で値引きや粗品などのサービスを受けるもので

ございます。これは、北海道で発行したプレミアムカードですけれども今、団員に発行されております。ただし我が町では、まだ応援団の店が登録されておられません。

これにつきまして質問をしたいと思えます。通告にはありませんけれども最初に我が浜中消防団の条例団員定数と実団員数を教えていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 消防団員数ですけれども人員195名に対しまして現在が170名となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 25名の欠員となるという事ですけれども、消防団応援の店登録へのアプローチをするという関係は、どの様になっているのか御答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 消防団の店登録へのアプローチは、どの様になっているのかについてお答えいたします。

まず消防団応援の店に登録したり事業所などから消防団担当局に協力の申し出をして登録申請を行います。申し出を受けた消防団担当事務局は、北海道危機管理局課へ登録申請を行います。

次に登録申請を受けた北海道危機管理対策課は、公益法人北海道消防協会へ聞き込みを行います。その公益法人北海道消防団協会から全国消防団応援の店表示表が北海道管理危機管理対策課から北海道消防団応援の店表示表がそれぞれ消防団に担当局へ交付されます。それを消防団担当部局が事業所へそのまま報告するという事になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 我が町においてのお店登録、先ほど言いましたけれども我が町では消防署なのか行政なのか、その点を教えていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 浜中町は、釧路東部消防組合浜中消防署であります。

○議長（波岡玄智君）

成田議員。

○6番（成田良雄君） 現在、登録されている店は、ないと思えます。それで消防団員

の情報として、述べたいと思いますけれども全国の消防団応援の店と言うのは、全国的に展開しております。

現在、21都道府県でこのカードを提示すれば割引をしてくれる店が全国で2971店舗登録されております。2月1日現在、北海道の消防団応援の店として30市町で135店舗が登録されております。

根室管内では、弟子屈町1店舗がホームページに載っていますがサンエナジーと言う摩周ロードサービスのスタンドで全国の消防団員がこのプレミアカードを提示すれば現金またはクレジットカードで支払いの方のみ看板価格よりガソリン、軽油を2円引いてくれると言う事であります。

また釧路管内でも14店舗が今、登録されておまして、飲食代5%から10%割引引きとか、皆さんも御存じのとおりびっくりドンキーハンバーグレストランこちらに行きますと提示すれば飲食代より10%割引引きとなります。これは、団員の家族も割引になります。この様に素晴らしい特典があります。消防団応援の店と言うチラシも募集されております。利尻町においても5店舗が文房具店では15%の割引と言う事です。これはホームページに載っています。利尻町の店では、スタンプ倍セールや粗品贈呈で地元では、スタンプを利用して倍セールをやっているそうです。多方面から来た方々には、粗品と言う事で日頃消防団員として支えて下さっている方、そういう意味で感謝の気持ちで粗品を贈呈していると言う事でございます。今後、大災害、自然災害、自分も約三十数年消防団員をやっていて今は、後援会の役員をやっています。消防団員支えていかなければならないと言う想いで常日頃協力をしておりますけれども、我が町としても、しっかりと消防団員を支えていってほしいと言う事、また欠員のない様に消防団員が数多くいればまた、いろんな面でプラスになると思いますので今後行政、消防署が一体となって応援の店を我が町でも進めていってほしいと思います。そこで考えたんですけれども利尻町でやっているスタンプ倍セール浜中町では、ルパン三世のカードがあります。浜中町の商工会の加盟店がありますけれども、この加盟店と商工会が了承すればルパン三世カードを提示する事により倍のポイントがつくと言う形で各商店で決めてもらうと言う事も構いませんので、我が地域では、3倍にするなどこの様な店もでてくるかと思えます。まず、このスタンプカードを応援の店として商工会に働きかけてはどうかと思いましたがけれども担当課としていかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君）

町長。

○町長（松本博君） 町は、担当課ではありませんので担当は、消防ですので、今この事をやると言うのは、釧路東部消防組合でやると思っております。今、弟子屈でやっている事は、そちらの消防組合でやっている話ですから釧路東部消防組合では、これからやるのだと思っております。それと割引とかと言う事については店が負担する事ですので、消防の団員が行き5%10%このカードを見たら全国から来る人たちに対して割引しますと言ってくれたら、この店は、加盟店になると思います。それと今のスタンプの話は商工会でやっている話です。ですから浜中町が商工会にやってほしいと言う事は言えませんので、消防署それから商工会にこれを東部消防組合と一体となって一連の行動で町内の店に回るのであると思っています。それに対しては、まだ支援も出来ません。これにつきましては、消防署の仕事だと思っております。その様に御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君）

成田議員。

○6番（成田良雄君） これから商工会に東部消防組合浜中消防署このカードで推進していきたいと言う事になった時に行政として商工会に助成してもらえるのか、やはり消防団員を支えると言う事でございますので行政としての支援助成をすべきと町長は、今答弁いたしましたけれども、もし来た場合その様な考えになってくれるのかどうか、その点だけ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） これは、あくまでも消防署でやる事でありまして。そこで一部負担があっても参加できないと言う事になったら支援消防団員の方、釧路市では、14店舗ありますので、そのカードが使えると思いますし札幌でも同じ様に使えると思います。浜中町については、店の様子を聞いてみなければわからないと思っておりますので、その情報もない中で、このお話は出来ないものだと思っております。まず消防署で動いてもらうと言うことですが、この前、消防署長と会いまして、このお話をしたのですが大変難しいと言う顔をしておりました。ただ釧路東部消防組合としては、この事については、国から来ていますから、やるのだらうと思っておりますけれども浜中町には来ておりませんのでご理解願います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） どうか推進されます様に行政としても、しっかり力を入れていってほしいと言う事をお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前 11時58分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引きつづき会議を開きます。

◎日程第3号 議案第16号 浜中町地域活動支援センター・子ども発達支援センター設置条例について

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第16号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第16号「浜中町地域活動支援センター・子ども発達支援センター設置条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、旧榊町小学校の改修が終了し、平成30年4月1日から、「浜中町地域活動支援センター・子ども発達支援センター」として供用を開始することから、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2第1項の「普通地方公共団体は、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例でこれを定めなければならない」との規程に基づき、当施設の設置に関して、必要な基本的事項を条例で定めるものでございます。

「浜中町地域活動支援センター・子ども発達支援センター設置条例」の内容では、第1条において設置、第2条において名称及び位置、第3条において事業、第4条において使用の承認、第5条において使用料、第6条において使用者の義務、第7条において使用の取消、第8条において規則への委任について定めております。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第16号の質疑を行います。

1 番加藤議員。

○1番(加藤弘二君) この件につきましては、前段に全員協議会で説明もありましたので理解はしておりますけれども、それで建物は完成しましたけれどもセンターを開いた時に活用する色々な設備についての状況は、整っていて4月1日からオープンできるという様な状況に現在至っているのか、それから職員の配置等で4月1日から始めるにあたり、もう既に職員同士の仕事の準備あるいは、初めてこの様なものに参加する人たちとの打ち合わせとかが出来ている状態にあるのかどうかの説明をお願いしたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) センターにおける事業の準備状況について御質問にお答えいたします。

センターの備品等につきましては、ほぼ入っております。ただ消耗品の鍋やまな板とかの部分につきましては、今回の補正で挙げさせていただきましたので、これから購入をいたします。3月末までには、準備が整う予定でございます。

それと職員の配置等でございますけれども職員につきましては、委託先のハート釧路の職員になります。それで3月末までにきちんと決めまして4月中に準備を進め、5月から事業を初めて本格的に指導するという予定でございます。4月中に本格的に色々な検討事項とか、どの様に準備を進めるかと言う事を具体的に職員同士で話し合いを進めましてお弁当の試作とかをして5月からお弁当を配送するという様な形になっております。

○議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 職員については、ハートくしろで準備するという事ですが、なかなか介護施設等で職員として働いてくれる方が少ないという様な状況にあると思うのですが、職員が予定された定数に届いているのか、これから届きそうなのか、その辺の状況を知っているのなら説明していただきたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 職員につきましては、先ほど申しました様にハート釧路の職員となりますが4月から雇用の予定としましては、現在ハート釧路の職員である2名が配置予定となっております。新規採用の方で栄養士さんなどは、これから面接などをする予定になっております。配置の予定の人数が満たされるかと言う事でございます。

すけれども、もう何件か問い合わせがきておりますので予定の人数は配置できる予定となっております。

面接等につきましては、ハート釧路の方で行っていただけると言う事になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第16号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第17号 浜中町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第17号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第17号浜中町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案の理由を御説明申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第17号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第17号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第5 議案第18号議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を御説明申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第18号の質疑を行います。

1 番加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 3点ほど質問したいと思います。学校運営協議会委員と言うのは、以前からあった組織だったと思います。今まで報酬は、あたりませんでした。報酬を支給すると言う事から挙がってきたと言うふうに解釈してもいいのでしょうか。

それからもう1点は、学校運営委員に携わる方々は、もう既に決まっていると思いますが、どの様な立場の人たちが運営委員になっているのか、また人数と委員を選ぶにあたってどの様な事に配慮しながらこの委員に命名されてきたのかと言う事の説明をお願いしたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 指導室長。

○指導室長(大西展史君) まず1点目の学校運営協議会が従来からあったものかどうかと言う事についてですが、この度、初めて設置するものであります。従来から学校評議員と言う仕組みは、あったのですが、これは新たなものですので今回、提案させてい

いただきました。その委員につきましても現在、選定中であります。来年度4月から始められる様に現在、選定中ではありますが、当該学校の保護者、当該学校区にお住まいの住民の方々そして教育委員会で適当と認められるの方々の中から10名以内で運営して行く事になります。留意していく事につきましては、初めて発足するものですから、これまでも学校教育に携わっていただいている例えば当該学校のPTAの役員の方であるとか、日頃から学校が大変お世話になっている当該地域の町内会、自治会も役員を務められている方々、平成30年度のモデル導入は霧多布小学校で考えているのですが、同じ校区になる霧多布中学校や霧多布高等学校で役をやっていたり、またその学校の校長先生など当該学校の学校運営に資する、そしてこれまでも、これからもゆかりのあると言う方々をお願いしたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 概ね了解しましたけれども、最後の方で霧多布地域の小・中・高と言う狭い範囲で委員を選ぶと言うふうに聞いたんですけれども私は、浜中町全体としてみよう少し広げてやるべきではないのかなと思ったのですが、それについては、どの様に委員会として考えていますか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（大西展史君） 30年度は、モデル導入として霧多布小学校、このエリアでのモデル実績を基にいずれは、浜中町全体で学校運営を地域総がかりで応援して行く仕組みを作っていきたいなと思っています。まずこの霧多布のエリアでその仕組みをつくり例えば浜中のエリアであれば浜中の皆様、茶内のエリアであれば茶内の皆さま、散布であれば散布の皆さまお住まいの皆様を中心に委員を選んで行くと言う事にしております。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 今、同僚議員の説明聞いて主に分かりましたけれども、これにおいては、文科省としての改正で設置が望ましいと言う形で行ったと思います。

以前、自分も早く地域が一丸となった学校運営協議会を設置してはどうかと言う質問をした事がありましたけれども、本当に今年度は、霧多布地区でございますけれどもモデル事業として設置した事は、本当に素晴らしい事かと思えます。そう言う意味で委員会の補足説明でいいですけれども委員会の開催回数そしてどの様な協議内容で素晴らしい学校を地域と共に作る事を目指してと言う事ですけれども、その点だけ説明をお願い

したいと言う事といずれは、各学校に設置予定とありますけれども、目標としては、何年度くらいに各地域の学校校区に設置を予定しているのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（大西展史君） 協議会の開催回数についての導入年度では、5回程度を想定しております。その主な中身としましては、当該学校の校長の学校運営についての方針を承認すること、また学校を応援する地域が一体となってこの仕組みについてアイデアを協議すること、それと勿論、最後その年度の取り組みについての評価をすること、1番大事なのは、そういった事を進めるにあたって、まず協議会の中でこんな子供たちを育てたいとか、こんな学校教育を特色ある学校教育づくりを実現していきたいと言う目標とかビジョンを学校と地域の代表の方々と共有すると言うところが最も大事な事だと思っております。

平成31年度以降の見通しとしましては、ぜひ30年度の霧多布小学校のモデル導入の成果や課題を基に32年度に浜中町全体に導入していきたいと言う移行をもっております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） ただ今の評議員の協議会の話ですけれども、その方々の今行われている役割、それで学校運営協議会の委員の事について聞きましたけれども学校運営の方針、運営する企画立案をするとか、それらに対して総合的に評価するという話を聞きましたけれども学校評議委員との兼ね合いと言うのは、今後どうなるのか、それとも全町に広げるとすれば今は10名以内ですけれども、各学校ごとに作るとなれば20人、30人と言う形になってくるのか、もし広げていった場合に全町的な組織として行くとなればそれらを統合して10名以内に抑えるとか、その様な方針は持たないのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（大西展史君） この制度の導入と同時に学校評議員は、ただ役割としては、似ているところもあって学校評議員の場合は、校長の求めに応じて意見を述べていただくと言う機能があったかと思いますが、更にもう一步進める学校運営協議会では、より主体的に委員の方々が学校を応援する企画を立て、そして更に委員以外の保護者や地域

住民の皆様にもそういった協議内容や計画の情報提供し、協力を仰いで行く、そして地域が総がかりとなって学校を応援して行くと言う趣旨の制度になります。

それと委員の数についてですが、今回のモデル導入にあたっては霧多布小学校と言う学校に設置する形になりますが例えば今後、小学校と中学校の校区と言うのは、本町は一緒になりますので、そのエリアで1つの協議会と言う考え方、例えば小学校であっても中学校であっても、同じ考え方で連携し一貫性を持った教育を実現して行くと言う考え方を進めていけたらなと思っております。ですから現時点では、浜中町に4つある中学校区ごとに10名以内の委員さんからなる協議会を設けると言う様なイメージであります。浜中町で1つとなるとエリアが広過ぎるので、より地域に密着した方々によってその動きを実施していただければと思っております。

高等学校についても、本町は、町立の高等学校ですので、この学校運営協議会については、何らかの形で関わりを持たせていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 大体の話は、解りました。それで先ほど言った学校評議委員の関係ですけれども、この評議委員については、その校長の求めに応じて意見を述べる場と言うふうにある訳ですけれども、今この学校運営協議会を作る事によって、重複するそれだけで十分その補完が出来るのではないかと思っているんです。今の話を聞いていくと評議員制度は廃止してもいいのかなと言う感じがするのですが、その辺の見解を教えてください。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（大西展史君） 議員のおっしゃるとおり発展的に解消する形で進めたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第18号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第19号 浜中町学校給食センター設置条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第19号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第19号浜中町学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を御説明申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第19号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第19号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第20号 浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

○議長(波岡玄智君) 日程第7 議案第20号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第20号浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を御説明申し上げます。

議案第20号「浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年度から平成32年度までの「第7期介護保険事業計画」期間中の介護給付費等のサービス見込み量や高齢者人口の推移等を勘案して決められる標準給付見込額により算定された基準保険料が、現行の3,958円から744円増の4,702円と設定されたことによる保険料の改定に加え、文言の整理が必要な部分があることから、あわせて改正をするものです。主な改正は、第2条の保険料率の適用年度の「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「23,700円」を「28,200円」に、同項第2号及び第3号中「35,600円」を「42,300円」に同項第4号中「42,700円」を「50,700円」に、同項第5号中「47,500円」を「56,400円」に、同項第6号中「57,000円」を「67,700円」に、同項第7号中「61,700円」を「73,300円」に、同項第8号中「71,200円」を「84,600円」に、同項第9号中「80,700円」を「95,900円」に改め、第3項の所得の少ない第1項第1号被保険者保険料の減額措置として、平成30年度から32年度までの保険料を25,300円とするものです。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君）

これから議案第20号の質疑を行います。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 介護保険条例の改正する条例の関係については全員協議会等で説明を受けました。その後、思い出したのですが昨年の3月定例で来年から3年ごとに改定されるので、その時点でどのくらいになりますかと話をした時に500円くらいのアップだと言うふうにお答えをいただいた様な気がするんです。それが今回でいきますと平均的には、4,700円で745円くらいの増になっていて200円くらいアップ

しているんですけれども、その内容と管内の状況、弟子屈町では月額5,800円くらいで年69,700円くらいと言う事がマスコミの報道でありましたが、他の町村がどのような状況になっているのか、施設が沢山あれば当然増えて行く訳ですけれども、政令指定都市では、ほとんどが6,000円を越えると言う様な話も出ておりましたけれども、それらの実態が分かる様であれば教えてください。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 介護保険料の増額についての御質問にお答えいたします。500円程度の見込みと言うふうにお話ししておりましたけれども、それが744円になったんですけれども、その増額の理由についてお答えいたします。増額となった介護認定者数は、そんなに変わってはいないのですが、やはり介護報酬の改定によって単価がアップされた部分が大きいかなと言うふうに思います

それと調整交付金が率の計算方法が変わりまして前期高齢者と後期高齢者の率と言う事で細かく出された時には、浜中町の率が下がったものですから、それで調整交付金の額がかなり減ってくるという事でアップされる部分がございます。それが一番大きな要因かなと言うふうに思います。

それと管内の状況でございますけれども変更なしの市町村が2町村それと増額されるところが4町村あるのですが800円程度のところが1カ所700円台が浜中町それと300円から400円が2カ所で減額されるところが2カ所となっています。減額されるところは、かなり前から増額してしまして基金をかなり持っていらっしゃるという事で今回減額に至った様でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第20号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

-
- ◎日程第8 議案第21号 浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎日程第9 議案第22号 浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ◎日程第10 議案第23号 浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
-

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第21号、日程第9 議案第22号及び日程第10 議案第23号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第21号「浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第22号「浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」及び議案第23号「浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、いずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第5号）が公布され、本年4月1日に施行されることから、改正される基準に伴い、関連する本町の条例の改正が必要となったものであります。

議案第21号「浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例について」の主な内容では、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の改正をするもの。

議案第22号「浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の主な内容では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護においてオペレーターに係る基準の改正、障がい福祉制度で指定を受けた施設であれば介護保険制度においても指定を受けられるとする共生型地域密着型通所介護の創設、療養通所介護及び認知症対応型通所介護における利用定員数の改正、多機能型サービスにおける看護小規模多機能型居宅介護の指定に関する基準の緩和とサテライト型事業所の創設などにより条文の全部を改正しようとするもの。

議案第23号「浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の主な内容では、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の改正をするものです。

また、いずれの条例においても平成30年度から新たに介護保険施設として創設される介護医療院について規定の必要な箇所に介護医療院を加えること及び居住系サービスにおける身体拘束等の適正化について改正をするものです。

なお、この条例で定められた基準は、国の示した基準と同様となっており、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第21号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第22号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第23号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第21号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第22号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第23号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第24号 浜中町地域包括支援センターの包括支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第11 議案第24号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第24号浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を御説明申し上げます。

議案第24号「浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第48号）が公布されたことにより、介護保険法施行規則において定められている地域包括支援センターの包括的支援事業の人員に関する基準について、主任介護支援専門員の定義の見直しが行われたため、本条例の改正が必要となったものであります。「浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の主な内容では、第4条第1項第3号中、主に介護支援専門員の研修について、「終了した者」を「終了した者（当該主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過した者にあつては、終了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る）」に改め、合わせて引用条文の整理を行うものです。

なお、この条例で定められた基準は、国の示した基準と同様となっており、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第24号の質疑を行います。

ありませんか。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、第4条の第3号で主任介護支援専門員とありますけれども、ここで従来は、就業日からから起算して5年を経過すると言う決まりがなかったのですが、今回これを否定したと言うの

は、5年を経過しないとこの仕事に就けないと言う意味なんですか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 主任介護支援専門員と言うのは、包括支援センターに位置づけられている専門職でございますけれども、今回の改正につきましては、更新の研修が5年ごとにあるんですけれども、この5年ごとの研修の受講する時期が不明確である事から、きちんとした規定を定めると言う事が目的でございます。この更新研修を修了しなければ主任介護支援者専門員の要件を満たさないかの様に読めるものであるので、きちんとした規定の中で研修をいつの時期に受けたらいいのかと言う事を定めると言う事でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第24号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第25号 浜中町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の定について

○議長（波岡玄智君） 日程第12 議案第25号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第25号「浜中町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正

する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正による所要の改正と規定の整備を行うもので、国民健康保険法により施設等に入所していることで住所地特例の適用を受けている者が後期高齢者医療制度に加入した場合、従前住所地の後期高齢者医療広域連合へ特例を引継ぎ被保険者とするに伴い、「保険料を徴収すべき被保険者」として、第3条に新に1号を追加し、併せて附則第2条を削る改正を行うものです。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第25号の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第25号の討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第25号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第26号 平成30年度浜中町一般会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第26号を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（松本博君） 議案第26号「平成30年度浜中町一般会計予算」につきまして、

提案の理由をご説明申し上げます。

予算の総額は、74億8,969万3千円と定め、前年当初より、1.3%、9,688万9千円の増額となります。平成30年度予算につきましても、前年度までと同様にまちづくりの基本姿勢である「地場産業の振興を柱に、町民と行政が共に進める協働のまちづくり」の実現に向け編成したところであり、大変厳しい地域経済と町財政ではありますが、「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」を指針として、町民福祉の向上と活力ある地域社会づくりに向け、諸施策を推進してまいります。

本年度予算の特色につきまして、主なものを申し上げますと、歳出款総務費で、新庁舎建設に要する経費で「新庁舎建設地雨水排水工事」2,306万9千円、公の集会施設等維持管理に要する経費で、熊牛地区コミュニティセンターの改修工事として「公の集会施設改修工事」3,700万円、テレビ放送中継局に要する経費で、新庁舎建設に伴い「霧多布デジタルテレビ中継局送受信設備整備工事」4,556万6千円、3款民生費では、地域生活支援事業に要する経費で、4月1日から供用開始となる浜中町地域活動支援センターの「運営委託料」1,132万1千円、常設保育所運営に要する経費で「茶内保育所改築工事」10億2,000万円、4款衛生費では、その他保健衛生に要する経費で、茶内診療所の閉所に伴い、麻生医師に対し「医師退職報奨金」2,336万7千円、じん芥処理に要する経費で、資源物収集車両1台の更新に伴い「清掃車両購入」608万8千円、5款農林水産業費、1項農業費では、農業後継者対策に要する経費で「後継者就業交付金」360万円、農業基盤整備に要する経費で「浜中姉別地区道営農道整備事業負担金」2,250万円、新規就農者育成対策に要する経費で「新規就農者誘致事業補助」3,537万8千円、公社営事業に要する経費で「畜産担い手育成総合整備事業基本施設委託料」7,369万円、2項林業費では、町有林整備事業に要する経費で「人工造林事業委託料」など2,683万5千円、林道に要する経費で、新たに林業専用道熊牛朝日線開設に伴い「林道専用道測量設計委託料」800万円、3項水産業費では、漁業後継者対策に要する経費で「後継者就業交付金」780万円、水産振興に要する経費で「新川船揚場整備工事」5,000万円、栽培漁業に要する経費で「水産多面的機能発揮対策支援事業負担金」1,276万5千円、漁港整備に要する経費で、継続事業であります「丸山散布物揚場整備工事」3,976万6千円、散布漁港の整備に係る地元負担金1,160万円、港湾整備事業に要する経費で「国直轄港湾整備事業管理者負担金」3,000万円、6款商工費では、商工行政に要する経費で「町

商工会補助」1,430万円、ルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費で、1,110万3千円、7款土木費では、町道維持管理に要する経費で「町道維持業務委託料」5,000万円、「町道除雪業務委託料」4,000万円、「町道維持補修工事」4,000万円、公営住宅建替に要する経費で、浜中団地1棟4戸の新築工事に伴い「公営住宅新築工事」1億3,500万円、9款教育費では、その他教育委員会事務局に要する経費で、新たにスクールカウンセラーをしたことに伴い「スクールカウンセラー報酬」92万9千円、学校用バスに要する経費で、スクールバス2台の更新に伴い「スクールバス購入」1,240万円、10款公債費は、8億7,812万1千円、11款給与費は、11億8,655万2千円を計上しております。

なお、各特別会計への繰出金につきましては、国保会計に5,198万5千円、後期高齢者会計に2,366万8千円、介護保険会計に6,902万4千円、診療所会計に1億4,052万2千円、下水道会計に2億7,932万5千円、水道事業会計に5,480万4千円、合計6億1,932万8千円となっております。

一方、これら歳出に要する財源につきましては、地方財政計画で示された伸び率等を勘案し、地方交付税は前年当初より1億6,000万円減の31億5,000万円、地方譲与税は270万円減の1億2,230万円、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金は80万円減の370万円、地方消費税交付金は410万円増の1億1,490万円、自動車取得税交付金は前年同額の2,000万円を計上、地方特例交付金は90万円増の200万円、これらは歳入総額の45.5%を占めております。

また、町税は、現在所得申告をとりまとめ中でありますが、前年度最終見込みを基に全体で2,209万2千円、3.2%増の7億527万4千円で、歳入総額の9.4%を占めております。

国・道支出金は1億413万円増の9億4,528万9千円、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入は合計で1億5,784万5千円減の2億7,258万2千円、寄附金は、ふるさと納税の前年度実績見込みを勘案し、1億303万円、繰入金は、本年度も財政調整基金を繰り入れることから、1億8,399万9千円増の3億8,465万3千円、諸収入は542万9千円減の1億7,519万3千円、町債につきましては、1億844万2千円増の14億8,936万2千円で、このうち建設事業等に係る借入額は11億3,780万円となっております。

また、今年度の予算編成にあたっては、前年度と同様に留保財源を最小限に留め、特

に地方交付税は、できる限りの予算措置とさせていただき、財政調整基金繰入金を計上し、基本的には年度間予算として執行する所存であります。

全般的な財政状況といたしましては、依然として人件費・公債費が高水準であること、地方交付税の減額が続くなど、今後も厳しい財政運営が続くことが予想されることから、財源の見通しを見極めた事業の執行と経常経費の節減に努めてまいります。

次に「第2表継続費」につきましては、本年度着工予定の茶内保育所改築工事について、その工事が長期間を要し年度内で完了しないことから、平成30年度及び31年度の2か年による継続費として予算を計上しようとするものであります。

「第3表債務負担行為」につきましては、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡代金の支払契約に係るもので、期間は平成31年度から平成34年度までとし、限度額は購入価格231万7千円に対する利率1.0%の年賦金の合計額に相当する額から平成30年度の年賦金を控除した額で設定しようとするものであります。

「第4表地方債」につきましては、本年度、地方債を財源とする各事業の借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めようとするものであります。

以上、議案第26号について提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第26号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 補足説明中ですけれども、この際、暫時休憩します。

（休憩 午後3時00分）

（再開 午後3時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第26号の補足説明を続けます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第26号 補足説明あるも省略）

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） ちょっとお待ちください。

議事の進行上、ここでお諮りしたいと思います。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、10日・11日は、休会とし再開は12日であります。

御苦労さまでした。

（延会 午後 4時42分）